

研究開発システムWG中間とりまとめで示した施策への新成長戦略工程表等による取組状況

(参考) 資料4

施策名	研究開発システムWG中間とりまとめの記述	施策の内容	新成長戦略工程表等	
			関連する新成長戦略工程表等での取組 [※]	担当府省
3. 府省を越えて早期に対応すべき課題				
(1) 資金配分主体の位置付けの明確化				
① 府省の壁を越えた資金配分の実現				
資金配分主体の役割分担の明確化	<p>本省と資金配分を行う研究開発独法との役割分担を明確化し、資金配分を行う研究開発独法の配分対象とすべき研究開発の範囲(競争的資金だけでなく研究開発プロジェクトへの公募型補助金・委託費も含まれる)を明らかにすることが重要である。</p> <p>配分対象とすべき研究開発の範囲を明確にした上で、資金配分を行う研究開発独法が実施する方が適切な研究資金については、研究開発独法への本省からの資金配分機能の移管を着実に進めるべきである。</p> <p>資金配分を行う研究開発独法の行う業務の成果目標を明確化することが必要である。</p>	資金配分を行う研究開発独法の配分対象とすべき研究開発の範囲の明確化	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
		研究開発独法への本省からの資金配分機能の移管	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
		資金配分を行う研究開発独法の行う業務の成果目標の明確化	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
研究開発の一体的推進	<p>・「科学・技術重要施策アクション・プラン」等の取組みにより、科学・技術関係の重要施策を各府省連携の下、一体的に推進する体制を整備し、資金配分主体による資金配分・支援もその中に位置付ける。</p> <p>・府省の壁を越えて、最適な能力を有する研究開発機関に競争的かつ機動的に資金配分する戦略的なファンディングを実施する。</p> <p>・各資金配分主体に対する統一的な評価とその評価結果の予算への反映により競争的な環境を整備する。</p> <p>資金配分主体による資金配分・研究開発マネジメントと産業革新機構等のファンドによる研究成果を実用化へつなげて新たなイノベーションを創出するための資金提供とは、その役割は明確に異なるものの、互いに有する知識を共有し活用することはそれぞれの役割を果たす上で有効であるため、相互に有機的な連携を図ることが必要である。</p>	科学・技術関係の重要施策を各府省連携の下、一体的に推進する体制を整備	科学・技術重要施策アクション・プランの策定・実施 新成長戦略工程表 競争的研究資金の使用ルールの統一	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		府省の壁を越えて、最適な能力を有する研究開発機関に競争的かつ機動的に資金配分する制度の構築	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
		各資金配分主体に対する統一的な評価	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討、(競争的研究資金の)審査・フォローアップ体制の改善・強化	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		資金配分主体と産業革新機構等との連携	新成長戦略工程表 革新的技術分野に関する官民連携や省庁連携を含めた資金供給の円滑化 新成長戦略工程表 バイオベンチャー支援拠点枠組み形成、基盤技術開発、環境整備	内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等
② 競争的資金等研究資金の改革				
競争的研究資金等研究資金の改革	<p>研究開発の分野等の違いを踏まえつつ、類似の競争的資金制度の整理統合及び競争的資金の使用ルールの統一化等により、競争的資金による研究開発を柔軟に実施できるようにする環境整備を促進し、あわせて効果的・効率的な研究開発を実施することが重要である。</p> <p>また、間接経費には、研究開発の実施に伴い付随的に発生する事務の実施や研究者の研究開発環境の改善など競争的資金を獲得した研究者のサポートを図る要素と、研究開発機関全体の機能向上に役立てる要素とがあることに留意し、各研究開発機関において戦略的・効果的な活用を図ることが重要である。</p> <p>なお、日本人研究者が日本の競争的資金等の研究資金により海外で研究活動を行う場合に、その研究開発活動が円滑に実施できるように、現地での物品購入や雇用等を柔軟にできるように研究費使用ルールの緩和することも重要である。</p>	競争的資金の費目構成の統一化	<p>新成長戦略工程表 競争的研究資金の使用ルールの統一</p> <p>科学・重要施策アクション・プランの実施</p>	<p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
		競争的資金の繰越手続きの簡略化・弾力化		
		競争的資金の費目間流用ルールの統一化		
		競争的資金の実績報告書の提出期限の延長		
		競争的資金の研究費の合算使用		
管理部門(研究開発機関全体)に係る経費と研究部門に係る経費に留意した効果的な間接経費の執行				
日本人研究者が海外で研究活動を行う場合の研究費使用ルールの緩和				

施策名	研究開発システムWG中間とりまとめの記述	施策の内容	新成長戦略工程表等	
			関連する新成長戦略工程表等での取組 [※]	担当府省
(2)イノベーション創出に向けた「場」の構築				
①研究開発機関間のネットワークの構築	<p>各府省が連携し、産・学も加わり、我が国全体として、課題解決に向けて、基礎研究からイノベーションの出口までをつなぐ戦略を議論しイノベーションを創出するための検討を行う場としてのプラットフォームを形成することが求められる。</p> <p>このプラットフォームでは、国内で分散している研究開発リソースを主要な政策課題ごとに必要に応じて結集し、国際的ネットワークとつながりつつ、我が国にふさわしい形として設立されることが必要である。また、十分な知識と経験を有するシニア研究者などの研究者集団が重要な役割を担うことも期待されることである。</p> <p>また、研究開発を実施する府省・研究開発機関と当該研究開発に関する制度等を所管する府省との連携を促進することにより、研究開発から生み出される成果の実用化が円滑に行われるようにする必要がある。</p>	<p>基礎研究からイノベーションの出口までをつなぐ戦略を議論しイノベーションを創出するための検討を行う場としてのプラットフォームの形成</p>	<p>知的財産推進計画2010工程表 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築 知的財産推進計画2010工程表 産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築 新成長戦略工程表 地域イノベーションネットワークの整備、「知」のプラットフォームの構築、世界的な産学官集中連携拠点の構築(つくばナノテクアリーナの構築) 基本政策専門調査会施策検討WGにおいて検討 新成長戦略工程表 「トップレベル頭脳循環システム」(仮称)の構築、規制の見直し体制の整備 新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討</p>	内閣府、文部科学省、経済産業省等
		<p>研究開発を実施する府省・研究開発機関と当該研究開発に関する制度等を所管する府省との連携を促進</p>	<p>新成長戦略工程表 イノベーション創出に必要な研究・実証・成果普及上の規制・制度・体制の整備 新成長戦略工程表 再生医療の公的研究開発事業のファンディング及び進捗管理の一元的実施、再生医療の実用化促進に資する制度的枠組みの整備</p>	内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等
②研究開発拠点の整備・活性化	<p>研究開発独法や大学等においては、世界トップレベルの研究開発水準や研究環境等を有し、世界の人財を惹き寄せ躍進する国際研究ネットワークのハブとなるような拠点形成を促進し、国内に加え海外の優れた研究者を受け入れることが不可欠である。</p> <p>オープン・イノベーションの推進に当たっては、「橋渡し」機能を有する研究開発独法のうちイノベーション推進の観点からふさわしいものに、研究開発独法、大学等及び民間などの様々な研究開発機関及びその研究者が参画した拠点を形成することが重要である。</p> <p>また、当該研究開発拠点を対象として、研究開発の障害となる規制を緩和する等の対応を可能とするよう、適切な管理のもとに関連規制を解除する特区機能付先端研究拠点の創設についても検討すべきである。また、研究開発で得られた成果の普及を図るため、国は研究成果から製品化された物品につき優先的に調達できるよう検討すべきである。</p>	<p>国際研究ネットワークのハブとなる拠点形成 拠点への様々な研究開発機関及びその研究者の参画の促進</p>	<p>新成長戦略 「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築(国際研究開発拠点、最先端競争研究施設・設備等) 新成長戦略 世界的な産学官集中連携拠点の構築(つくばナノテクアリーナの構築) 新成長戦略工程表 「リーディング大学院」の構築</p>	内閣府、文部科学省、経済産業省等
		<p>研究開発の障害となる規制を緩和し、適切な管理のもとに関連規制を解除する特区機能付先端研究拠点の創設</p>	<p>新成長戦略工程表 イノベーション創出に必要な研究・実証・成果普及上の規制・制度・体制の整備 新成長戦略工程表 医療技術実用化を加速する臨床研究コンソーシアムの検討・創設と研究支援人材配置・研究費の重点配分・先進医療等の規制緩和</p>	内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等
		<p>研究成果から製品化された物品についての国による優先的な調達ルールの作成</p>	<p>新成長戦略工程表 イノベーション創出に必要な研究・実証・成果普及上の規制・制度・体制の整備</p>	内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等

施策名	研究開発システムWG中間とりまとめの記述	施策の内容	新成長戦略工程表等	
			関連する新成長戦略工程表等での取組 [※]	担当府省
③研究施設・設備の供用の促進	<p>研究開発機関間の連携及び研究開発機関内で、研究施設・設備を多くの研究者が利用できるように整備・高度化するとともに、そのための管理・運営体制を整備することが不可欠である。</p> <p>・購入機器の有効活用の観点からの供用が認められるよう補助条件の緩和の方策の検討が必要である。</p> <p>・保守・運用に詳しい技術職員を確保する。</p> <p>・全国の研究開発機関における多くの研究者の利用に供することができるように、施設・設備の配置状況を把握し、広く周知する。</p> <p>・研究施設・設備を利用する外部研究者が円滑に研究ができるように支援する。</p> <p>・使用料収入のインセンティブが研究開発機関に付与されるための方策の検討が必要である。</p>	競争的資金の使用ルールを見直し、購入機器の有効活用の観点からの供用が認められるよう補助条件の緩和の方策の検討	科学・重要施策アクション・プランの実施 新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム」(仮称)の構築	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等
		保守・運用に詳しい技術職員の確保	「研究開発運営人材の役割等の明確化、キャリアパスの構築等」において検討 新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム」(仮称)の構築	内閣府、文部科学省等
		研究施設・設備を利用する外部研究者が円滑に研究ができる支援体制の構築	知的財産推進計画2010工程表 既存の研究拠点の運用面の改革 新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム」(仮称)の構築	内閣府、文部科学省等
		使用料収入のインセンティブが研究開発機関に付与されるための方策の検討	新成長戦略工程表「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討 新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム」(仮称)の構築	内閣府、文部科学省等
(3)研究開発独法・大学等の機能強化				
①研究開発独法の制度改革・運用の改善			新成長戦略工程表「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
②国立大学法人の運用の改善			国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)	内閣府、文部科学省
③理事長・学長のリーダーシップの強化	<p>研究開発独法においては、理事長に与えられている使命及びその使命を実現するための権限、理事長の責任及び役員等の任免手続等機関内手続きへの理事長の具体的関与のあり方を内外に明確に示すことにより、理事長のリーダーシップを一層発揮できるようにすることが必要である。</p> <p>大学等における学長のリーダーシップの更なる強化についても、上記と同様の趣旨が図られるよう、各大学における状況を踏まえ、主体的に検討が行われることが求められる。</p>	研究開発独法における理事長の権限、責任、機関内手続きの明確化	新成長戦略工程表「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
		研究開発独法における理事長のリーダーシップ発揮の伸長	新成長戦略工程表「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討	内閣府、文部科学省等
		大学等における学長のリーダーシップ発揮の方策の検討	国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ) 新成長戦略工程表「リーディング大学院」の構築	内閣府、文部科学省

施策名	研究開発システムWG中間とりまとめの記述	施策の内容	新成長戦略工程表等	
			関連する新成長戦略工程表等での取組 [※]	担当府省
(4)人財等の基盤の強化				
①優秀な人財の活躍の機会の増大				
(若手研究者・若手技術者の自立促進)	大学等は、国際的に通用するレベルの大学院生を育成する。 大学等、研究開発独法、関係府省、産業界が人財情報を共有し、育成内容到達レベル等に関して意見交換する場(「科学技術系人材育成協議会」(仮称))の設置により、博士、ポストドクターのキャリアパスを充実する。	国際的に通用する大学院生を育成するための環境整備	文部科学省の施策で実施 新成長戦略工程表「リーディング大学院」の構築、研究開発独法を活用した実践的教育プログラム、研究マネジメント人材の育成	文部科学省
	○テニユア・トラック制の普及・定着を進める大学を支援する取組を推進し、全大学の自然科学系における若手の新規採用教員総数のうち3割に相当する人数をテニユア・トラック制とすることを旨とし、若手研究者のキャリアパスを構築する。 優秀な若手研究者を複数の大学群において任期付で雇用し、任期終了後は大学群の中の他の大学で連続的に雇用するという取組みが一部の大学において検討されている。この取組みにより、競争的環境を醸成しつつ安定的な雇用条件下で若手研究者に意欲を持たせることが可能となり、あわせて、大学群の中での流動的な雇用の促進になり、各大学の活性化にもつながることが期待される。	大学等、研究開発独法、関係府省、産業界が人財情報を共有し、育成内容到達レベル等に関して意見交換する場の構築	新成長戦略工程表 産学官協同による理系人材育成のための協議体の構築	文部科学省、経済産業省
	この取組みを促進し、さらに他の研究開発機関にも対象を拡大することを検討すべきである。 大学等におけるTA(ティーチング・アシスタント)、RA(リサーチ・アシスタント)については、大学院生に対する経済的支援という側面もあるが、研究開発機関における常勤ポスト取得までの若手研究者育成におけるキャリアパスとして積極的に位置付ける観点から今後優秀なドクターをTA・RAとして支援することが重要である。	テニユア・トラック制の普及・定着	新成長戦略工程表 テニユアトラック制の普及・定着	文部科学省
	優秀な若手研究者が、自ら希望する場において、自立して研究に専念できる環境を構築することが重要である。 民間企業からの寄付金や受託研究などを活用した大学の自助努力を含め、優れた博士課程学生への経済的支援の充実を図ることは重要である。	優秀なドクターをTA、RAとして支援する仕組みの構築	新成長戦略工程表 産学官の連携による理系大学生・大学院生・博士課程修了者育成と就職支援 文部科学省の施策で実施	文部科学省、経済産業省
		「特別奨励研究員事業(仮称)」の創設	新成長戦略工程表 「特別奨励研究員事業(仮称)」の創設	文部科学省
(研究開発運営人財の育成・確保促進)	研究開発マネジメント力を強化するため、研究開発運営人財の役割及びキャリアパスを明確にする等研究開発運営を組織化・体系化するとともに、研究開発運営人財の社会的地位の確立及び研究開発機関における研究開発運営人財の育成・確保が必要がある。 また、研究開発運営人財のスキル向上を図るため、研修等の取組みが重要である。	大学等、研究開発独法等における研究開発運営人財の職責の確立	新成長戦略工程表 人材強化 研究マネジメント人材の育成 新成長戦略工程表 「リーディング大学院」の構築、研究開発独法を活用した実践的教育プログラム 「知的財産推進計画2010」工程表 知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保	文部科学省、経済産業省
		研究開発運営人財のキャリアパスの構築	新成長戦略工程表 人材強化 研究マネジメント人材の育成	文部科学省、経済産業省
		研究開発運営人財のスキル向上のための研修等の実施	「知的財産推進計画2010」工程表 知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保	
(国内の研究者の流動化促進)	研究開発独法や大学等における兼業・出向・研究休暇取得の関係規程が未整備であることや研究開発独法間・研究開発独法と大学等間における退職金通算協定が未整備であることが、人財流動停滞の一因となっているため、取組み状況の把握・公表等を通じて、これらの規程整備や機関間協定締結を促進する環境を整備する。 運用で解消できる流動化促進に関する情報を流動化に対する取組みが不十分な研究開発機関へ提供することにより、各機関の流動化促進に向けた取組みを促進する。	研究開発独法・大学等における年俸制・退職金支払い制度の導入の促進	新成長戦略工程表 「国立研究開発機関(仮称)」制度創設の検討 新成長戦略工程表 「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築	内閣府、文部科学省等

施策名	研究開発システムWG中間とりまとめの記述	施策の内容	新成長戦略工程表等	
			関連する新成長戦略工程表等での取組 [※]	担当府省
(国際的に通用する優秀な研究者のネットワークの構築)	我が国の優秀な研究者間のネットワークが希薄であることから、前述のイノベーション創出に向けた「場」の構築にあたっては、このような研究者間のネットワークも構築し、その才能を活用することが必要である。	研究者間のネットワークの構築	「基礎研究からイノベーションの出口までをつなぐ戦略を議論しイノベーションを創出するための検討を行う場としてのプラットフォームの形成」において検討	内閣府、文部科学省、経済産業省等
③国際的な頭脳循環の促進	<p>・日本の医師免許を持たない外国人研究者の臨床研究への参加等外国人研究者が我が国においても自国と同様の研究開発を行うことが可能な研究環境を整備する。</p> <p>・外国人研究者に関し、その家族も含め、教育・住居・医療・就労等の生活環境の整備に必要な規制の見直しを行う。</p> <p>・常勤職として採用した外国人研究者、外国人教員の職位別の数を機関毎に公表するものとする。 研究開発機関の研究開発運営部門において、十分な英語能力を有し国際対応ができる人財を育成・確保するとともに、日本国内で研究を行う外国人研究者に対して研究のスタートアップ時に必要な支援を行うことができるような体制を構築する。</p> <p>若手研究者の海外における研究業績を挙げる機会を拡充するため、所要の資金を充実する。また、若手研究者が海外に出やすくするために、研究開発機関において若手研究者が一定数海外に滞在できる人員配置としたり、海外での研究実績があることを採用の条件とする等の人事処遇面での積極的な評価に努めることが重要である。また、国際循環の構築のため、海外で研鑽する研究者は海外のネットワーク形成に努めることが求められる。</p>	日本の医師免許を持たない外国人研究者の臨床研究への参加を可能とする医師法の特例措置	新成長戦略「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築(外国人研究者受入のための研究・生活環境の整備等) 新成長戦略工程表 ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇制度の検討・結論(配偶者の就業、親族・家族使用人の帯同等の検討) 新成長戦略 在留期間上限の伸長、再入国制度の緩和 新成長戦略工程表「国際戦略総合特区(仮称)」 地域活性化総合特区(仮称)制度創設 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策～円高、デフレへの緊急対応～	内閣官房、内閣府、法務省、外務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省等
		教育環境の整備、奨学金制度の充実		
		入管法に基づく研究者の永住許可要件の緩和	構造改革特区制度等において、研究者の永住許可要件の緩和措置を実施。また、入管法に規定する特定研究活動を行う研究者の親について在留資格「特定活動」をもって受け入れている。	法務省
		研究者の親への在留資格の付与		
		常勤職として採用した外国人研究者、外国人教員の職位別の数を機関毎に公表	「研究開発独法及び国立大学法人の把握・所見	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		研究開発運営人財に対する英語教育等の実施 英語能力を条件とする研究開発運営人財の採用基準の作成等 外国人研究者に対する研究スタートアップ支援 外国人研究者に対する日本語教育機会の充実	新成長戦略「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築(外国人研究者受入のための研究環境の整備等)	内閣府、文部科学省等
		若手研究者の海外派遣プログラムの充実	文部科学省の施策で実施 新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築	内閣府、文部科学省等
各大学等、研究開発独法における海外での研究実績があることを採用の条件とする等の人事処遇面での積極的な評価	新成長戦略工程表「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」の構築	内閣府、文部科学省等		
③科学・技術コミュニケーションの促進	<p>研究開発機関・研究者は自ら実施する研究開発の内容等に関する情報を国民へわかりやすく発信・説明するとともに、科学・技術に対する国民の意見を聞く等国民との対話を充実させ、国民の研究開発システムへの参画を促進することが必要である。</p> <p>このため、各研究開発機関が、当該機関の責任の下で主要な研究成果を国民にわかりやすくHP上で説明することの制度化が必要である。</p> <p>また、子どもが先端的な科学・技術に接する機会の充実等を通じ、科学・技術への興味・関心を高め、理数好きな子どもの裾野の拡大を図ることも必要である。</p>	研究開発機関・研究者の研究内容の内容等に関する情報を国民へとわかりやすく発信・説明する仕組の構築	公的研究費獲得者の国民との科学・技術対話の推進について(基本的取組方針)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
		子どもが科学・技術への興味・関心を高め、理数好きな子どもの裾野の拡大	新成長戦略工程表 理数教育の強化と理系進学への促進	文部科学省

※新成長戦略実行計画(工程表)等の実施スケジュールに基づいて、施策を実施。